

第23回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年5月9日(金)

午前8時54分～午前10時25分

2. 場 所 遠賀町 中央公民館2階 工作室

第23回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年5月9日（金）午前8時54分～午前10時25分

2. 場所 遠賀町 中央公民館2階 工作室

3. 出席委員（15名）

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 5月の農業相談委員

2番 安藤 敏生 委員
3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

③ 農用地利用集積計画の承認について

(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地改良届出について
- ② 農地改良届出について
- ③ 農地改良届出について
- ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 視察旅行の決算について
- ② 旅行の写真について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	杉本 千晴

開 会 8 時 54 分

議長 おはようございます。時間前ですが皆さんお揃いなので始めます。本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第23回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように農地法第5条の規定による許可申請2件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。
- 議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が鞍手町に事業所を置く●●●●株式会社 代表取締役●●●●氏、譲渡人が虫生津にお住まいの●●●●氏です。
申請地が3ページの字図にありますように大字虫生津字黒松1337番で、地目は畠、面積は320m²です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。
また、隣接する宅地の1338番も譲渡人が買取り、事務所を建てる予定です。
今回の申請理由は資材置場となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。
4ページが水利承諾書です。条件としましては「用水路に油や薬品、塗料を流さないこと。」となっております。
5ページが事業計画書です。事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は資材置場です。申請理由は規模拡大および現在地から移転するためで、施工計画は7月から着工し、9月に供用開始となる見込みです。
資材置場にはバックホウ1台と4tダンプ1台、碎石・砂を置く予定です。
6ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。
用地造成に伴う被害防除としては「L型擁壁を設けること」となっております。

7 ページが現況平面図および土地利用計画図です。

左側の現況平面図をご覧ください。北側は山林と面しており、南側は道路に面しています。また、東側と西側は宅地と隣接しており、西側の宅地は事業所を移転する予定の場所となっております。

図右の土地利用計画図をご覧ください。出入口を申請地の南西に作り、南の道路側と切土した出入口の左側面にL型擁壁を設けます。機械および車両は北側に置く予定です。その他は現状のまま利用する計画です。

また、雨水は自然流下となっております。

8 ページが縦横断図です。A 断面をご覧ください。上が現況図で、下が計画図となっています。南の道路側について、L型擁壁を設置し土留め工事を行います。

B 断面をご覧ください。同じく南の道路側について、出入口にするため切土を行い、道路から車両の乗り入れができるようなだらかにします。

C 断面をご覧ください。こちらは現況のまま利用する計画です。

9 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地はありません。

続きまして議案書の10ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市にお住まいの●●●●氏、譲渡人が大分県にお住まいの●●●●氏です。

申請地が12ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟507番1で、地目は田、面積は1,883m²です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は準工業地帯の第3種農地となっております。

申請理由は病院の建設となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

13ページ、14ページが水利承諾書です。条件としましては、「転用申請敷地内には農業用水に関わるバルブや管が埋設されている。転用後既設の農業用配管等は私有地から完全

に切斷撤去し、切斷した既設の配管から農業用水が私有地に逆流しない措置を講じること。なお、撤去後のバルブ等は業者の責任で処分すること。また、工事の時期が稲作時期と重なった場合は、事前に生産組合長と対応を協議のうえ撤去工事を行うこと。」となっております。

15ページが事業計画書です。店舗の種類は透析のクリニックで、施工計画は令和7年6月から着工し、令和8年1月供用開始となる見込みです

給水計画は公共上水道となっております。

16ページが被害防除計画書です。雨水の排水は道路側溝への放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

事業活動により発生する雑排水は公共下水道へ放流、医療廃棄物については、指定業者による回収を行う計画です。用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックを設置することおよび既設のフェンスを利用する」となっております。

17ページが現況平面図です。西側は道路と面しており、申請地と道路の間には既設の側溝があります。また、北側は歩道、東側は道路と面しており、申請地の方が低くなっているため、境界には擁壁が設置されています。南側は宅地と隣接しており、東側にある宅地との境界には一部既設のフェンスがあります。

18ページが土地利用計画図です。北側に建物を建て、南側を駐車場にします。出入りは西側の道路から行い、駐車場はアスファルトで舗装する計画です。南側の宅地との境界にコンクリートブロックを1段設置し土留めを行います。

19ページが縦横断図です。全体に5cm程度盛土し、出入口となる西側道路側は均して道路とフラットにする計画です。また南側宅地との境界にはコンクリートブロックで土留を行います。

20ページが給排水計画図です。汚水・生活雑排水は下水道へ繋ぎ、雨水は溜柵と駐車場に新たに設置する側溝から西側道路へ放流します。

21ページ、22ページが建物の平面図です。

23ページが建物の立面図です。

24ページが関係者説明に関する調査票です。
隣接する農地はありません。

続きまして28ページをお開きください。
報告案件①農地改良届についてでございます。
届出人は●●●●氏で、届出地が30ページの字図にありますように、大字上別府字蓮角990番1で、地目が畑、面積が644m²です。今回はそのうち532m²を農地改良します。

農地区域が農業振興地域外で、届出理由は畑に盛土し、また畑として耕作するため、となっております。

また、今回は隣接する農地の990番2も一体的に農地改良を行う計画となっており、990番2についてはのちほど報告案件②で報告いたします。

農地法の許可が不要な場合の面積が1,000m²以下であることや、造成高が1m以下であることなど、6つの要件を満たすため届出を受け付けております。

施工業者は（株）●●●●で、前面町道より客土を搬入し、安全対策として入口にセーフティーコーンを置く計画です。

31ページが平面図です。

報告案件①の990番1と報告案件②の990番2は一体的に農地改良を行うためこちらの図面については二つの報告案件と一緒に説明します。

現在、届出の農地2筆は東側の道路より低くなっています。北側の宅地との境界には既設の擁壁が設置されており、南の農地との境界にも一部擁壁があります。

2筆とも道路高まで土を入れる計画で、全体に土を入れ、990番1は西の水路側にある樹木の手前で法面を形成し、990番2は水路より少し内側に法面を形成する予定です。

32ページが縦横断図です。A断面をご覧ください。60cm程度土を入れる計画で、隣接する宅地と農地の境界には既設の擁壁があります。

B断面およびC断面をご覧ください。こちらも60cm程度道路高まで土を入れ、水路側に緩やかな法面を形成する計画となっています。

33ページが関係者承諾書です。関係者にはすべて了承を得ています。

続きまして34ページをお開きください。

報告案件②農地改良届についてでございます。届出人は●●●氏で、届出地が36ページの字図にありますように、大字上別府字蓮角990番2で、地目が畑、面積が449m²です。

農地区域が農業振興地域外で、届出理由は畑に盛土し、また畑として耕作するためとなっています。

また、先ほど説明した隣接する農地の990番1と一体的に農地改良を行う計画です。

こちらも農地法の許可が不要な場合の面積が1,000m²以下であることや、造成高が1m以下であることなど、6つの要件を満たすため届出を受け付けております。

施工業者は報告案件①と同じく（株）●●●●で、前面町道より客土を搬入し、安全対策として入口にセーフティーコーンを置く計画です。

具体的な計画については報告案件①と同様のため省略します。

37ページが関係者承諾書です。関係者にはすべて了承を得ています。

続きまして議案書の38ページをお開きください。

報告案件③農地改良届についてでございます。

届出人は●●●●氏で、届出地が40ページの字図にありますように、大字若松字古川2264番で、地目が田、面積が1,246m²です。今回はそのうち260m²を農地改良します。

農地区域が農業振興地域内農用地で、届出理由は一部盛土し苗床として利用するためとなっています。

こちらも農地法の許可が不要な場合の面積が1,000m²以下であることや、造成高が1m以下であることなど、6つの要件を満たすため、届出を受け付けております。

施工業者は（有）●●●●で、前面町道より客土を搬入し、安全対策として誘導・確認を行う予定です。

4 1 ページが平面図です。届出農地の南側、斜線の部分に盛土を行う計画です。東と南は水路と隣接しており、南側に道路とつながる橋がかかっています。また、北と西は届出人の農地と隣接しています。

4 2 ページが縦横断図です。表土を 20 cm ほどはぎ、客土を 30 cm ほど入れ、その上に再度表土をのせる計画です。

4 3 ページが関係者承諾書です。関係者にはすべて了承を得ています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休憩 9 時 21 分

— 現地調査後 —

再開 10時 15分

- 議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
地区担当の安藤敏生委員および白石元弘委員から報告をお願いします。
- 農業委員会 (2番) 見ていただいた通り特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 推進委員会 (2番) 特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。
- 【ありません。】の声
- 議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。
- 【挙手の人数を確認】
- 議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。
- 議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。
- 農業委員会 (6番) 見ていただいた通り周りに農地もありませんので問題無いと思います。よろしくお願ひいたします。

推進委員
(6番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の25～27ページをお開きください。
付議案件③農用地利用集積計画の承認についてでございます。
今回は全38筆、35,931m²が出てきております。
新規計画や耕作の変更による利用集積計画となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 それでは報告案件③について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 44 ページをお開きください。
報告案件③農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてで
ございます。
利用権の合意解約で、耕作者の変更に伴う解約が 2 筆、計 2 ,
185 m²となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 それでは、その他の案件について事務局より説明をお願いしま
す。

事務局 ①視察旅行の決算について説明。
②旅行の写真について説明。
事務局からは以上です。

議長 その他の案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので以上をもって、第 23 回遠賀町農業委員会総
会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 10 時 25 分